



》》》》 住民税申告について 《《《《

令和2年1月から12月までの所得に係る住民税申告の受付を、令和3年2月16日（火）から町内各地区で行います。

◆ 申告の際に必要な書類

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードなど
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
- ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
- ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
- ・その他算定に必要な書類 など

◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、3月3日（水）から3月15日（月）（土・日曜日を除く）までの間に役場2階会議室へお越してください。
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
 - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です。）
 - ②医療費控除に必要な書類は下記の「医療費控除の申告手続きについて」のとおり変更になっていますので、確認の上、事前の準備をお願いします。

◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月16日	火	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月17日	水	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗
2月18日	木	美谷会館	9時～13時	美谷
2月19日	金	歌棄会館	9時～13時	歌棄・有戸・種前
2月22日	月	湯別会館	9時～12時	湯別
2月24日	水	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月25日	木	矢追会館	9時～15時	矢追
2月26日	金	役場2階 会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
3月1日	月		9時～15時	大磯・渡島
3月2日	火		9時～15時	政泊・新栄
3月3日～15日	-		9時～	随時受付（15日まで）

※鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月17日（水）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課 電話 0136-62-2512

【担当：滝澤 寺門 阿部（多） 木村】

医療費控除の申告手続きについて

医療費控除の申告は、「医療費控除の明細書」を提出することで領収書の添付が不要となっています。（領収書の提出を求める場合がありますので5年間保管願います。）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」等を添付することで記入が省略できます。（医療費通知に載っていない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です）

※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができませんのでご注意ください。

申告にはマイナンバー（個人番号）が必要です

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。マイナンバーカードもしくは通知カード等及び身分証明書のいずれかをご持参ください。

新型コロナウイルス対策について

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあります。申告受付における感染防止対策として、各会場では消毒液の設置と検温をさせていただきますので、入場前の消毒の徹底と検温にご協力ください。

ご来場の際には必ずマスクの着用をお願いします。



税務署からのお知らせ

税務署が開設する確定申告会場で申告をする場合は、新型コロナウイルス感染症対策として3密を避けるため、「入場整理券」が必要になります。

整理券の配布については、各会場で当日分を配布するほか、LINEで事前発行も可能となっています。詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。

※税務署開設の会場のみに対応です。

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 2月10日(水) 17日(水)
24日(水)
3月 2日(火)
◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回収地域	回収日
六条町～政治町の国道から山側	9日(火)
六条町～政治町の国道から海側	16日(火)
磯谷町～樽岸町	23日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

70歳までの就業機会の確保のための 高年齢者雇用安定法が改正されます

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、環境整備を図ることを目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が努めなければならないこと(努力義務)などを内容としています。

改正ポイント

～70歳までの就業機会の確保(努力義務)～

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - ・事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - ・事業主が委託、出資(資金提供)などする団体が行う社会貢献事業

◆ お問い合わせ先

ハローワーク岩内 電話 0135-62-1262

自衛官募集のお知らせ

		受験資格	受付期間	試験期日
予備自衛官補	一般	採用予定月の1日現在で18歳以上34歳未満の者	4月9日(金)まで	4月17日(土)から21日(水) ※いずれかの1日を指定されます
	技能	18歳以上で国家免許資格などを有する者		

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部 倶知安地域事務所
自衛官募集相談員 中里徳男
自衛官募集相談員 斉藤孝司
役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-23-3540

電話 0136-62-2207

電話 0136-62-2070

電話 0136-62-2511

農業委員の募集について

寿都町農業委員の任期満了に伴い、新たな農業委員の募集を行います。

◆ 主な職務内容

- ・農地法に基づく権利移動の審議・許可、現地確認、所管の業務など
- ・農地などの利用の最適化の推進に関する業務（担い手への農地集積の推進、遊林農地の発生防止・解消など）
- ・その他農業委員会の所掌する業務

◆ 任期・定員・報酬（年額）

<任期>

令和3年5月24日から
令和6年5月23日まで

<定員> 7名

<報酬（年額）>

会長 279,000円
委員 232,000円

◆ 募集概要

<募集期間>

2月19日（金）まで※必着

<募集要件>

- ・農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことが出来る方。
- ・農業者・農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦、個人の応募。
- ・町内に住所を有する者。ただし、特別な事情がある場合を除く。

◆ 応募方法

推薦届又は応募届を持参していただくか、郵送により提出してください。

推薦・応募届の様式は、産業振興課（農業委員会事務局）に設置してある他、寿都町ホームページ（<http://www.town.suttu.lg.jp/info/detail.php?id=86>）からダウンロードすることができます。なお、推薦・応募状況について、公表が義務付けられていませんのでご了承ください。

◆ お問い合わせ先

産業振興課（農業委員会事務局）
電話 0136-62-2602

後志管内におけるさくらます船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。さくらます船釣りをされる方は、必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

◆ 実施期間及び採捕制限

- ・実施期間
3月1日（月）から5月15日（土）まで
- ・採捕制限
日の出から日没まで
1人1日10尾以内（漁業者除く）

◆ ライセンスの取得方法

- ・必要書類
 - ①申請書（実行協議会事務局などから入手可能です）
 - ②船舶検査証書の写し
 - ③小型船舶操縦士免許の写し
 - ④漁港の係留施設使用許可証の写し
又は使用許可申請書の写し
- ・提出先
石狩後志海区漁業調整委員会事務局
- ・提出期限
2月5日（金）まで
※その後も申請は受け付けていますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次のとおり協力金を納めることとなっておりますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

◆ お問い合わせ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制
実行協議会事務局（小樽市漁業協同組合内）
電話 0134-22-5133
FAX 0134-22-5173

全国瞬時警報システム

Jアラートの情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置してあります防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声機から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」×3回

「こちらは防災すつつです。」

〈下り4音チャイム〉

令和 3 年 2 月 17 日 (水)
午前 11 時 00 分頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

企画課企画係 電話 0136-62-2608



ニセコバスにおける新型コロナウイルス感染防止対策について

ニセコバス株式会社では、利用者に安心してバスをご利用いただけるよう、下記のとおり新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。

詳しくは、ニセコバス株式会社ホームページ (<https://www.nisekobus.co.jp/>) をご覧ください。

〈車内での感染防止対策〉

- 車内の定期清掃、車内拭き取りや除菌作業を実施しているほか、一部車両には飛沫防止アクリル板の設置と抗菌施工を行っています。
- 走行中の空調（エアコン）や換気装置を使用し待機中はドアや窓を開放し常に換気を徹底しています。
- 実施可能な状況（天候・気温など）において、運行中に一部窓を開け常に換気を徹底しています。※高速バスを除く

〈バスをご利用される方へ〉

- 車内での「マスク着用」や「咳エチケット」にご協力ください。
- 座席に余裕のある場合は、利用者同士の距離を置いてご利用ください。

誤発進防止システム助成制度

「誤発進防止システム」の設置購入費用の一部を助成する制度を3月末まで実施しています。運転に不安を感じ始めた熟練ドライバーだけでなく、運転初心者の方などが一に備えて誤発進防止システムを設置しましょう。

助成対象	町内に住所を有する個人又は法人、団体など
助成金額	誤発進防止システムの購入・設置にかかった費用の1/2（1台につき上限25,000円）を助成します。 ※ 新車購入時は対象外
申請方法	購入者名や購入金額、設置品名などが記載された領収書（レシートのみは不可）などと印鑑、口座番号がわかるものを窓口へ持参して、申請手続きを行ってください。

※国の補助制度と併用することも可能ですので、詳しくは総務財政課総務係（0136-62-2511）へお問い合わせください。